


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>①所得税法等の一部を改正する法律（平成28年度法律第15号）が公布され、新たな申告分離課税の区分が創設されたため改正するものである。</p> <p>②児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年度法律第63号）が公布され、施設の名称が変更になったため改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①難病患者福祉手当の支給を制限する場合の所得の額の計算において他の所得と区分して計算される所得の金額に「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」を新たに加える。</p> <p>②「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>①平成29年1月1日</p> <p>②平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。